

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年12月26日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事（宮守インターチェンジ（仮称）から東和インターチェンジまで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県奥州市江刺区 梁川字大洞	454番	ため池	315㎡	315.47㎡	309.48㎡	ため池	別図に赤色で表示する部分

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
亡菊池留吉相続人田畑ミチエ	秋田県大館市二井田字贅ノ里77番地
亡菊池留吉相続人佐藤トメ	奥州市江刺区玉里字大松沢105番地2
亡菊池留吉相続人菊池盛夫	東京都板橋区氷川町27番3-105号コスモ大山氷川町
亡菊池留吉相続人桐田恭子	埼玉県越谷市南町二丁目17番2号
亡菊池留吉相続人菊池チカク	奥州市江刺区伊手字新田149番地江寿園
亡菊池留吉相続人菊池英光	東京都羽村市羽中四丁目8番35号
亡菊池留吉相続人菊池祐臣	奥州市前沢区駅東一丁目1番地1
亡菊池留吉相続人菊池フミ子	奥州市江刺区梁川字館下318番地
亡菊池留吉相続人菊池章悟	埼玉県川口市中青木一丁目3番31号
亡菊池留吉相続人森深子	東京都板橋区大谷口二丁目60番3号
亡菊池留吉相続人鈴木顯子	奥州市江刺区岩谷堂字根岸38番地1
亡菊池留吉相続人菊池敏夫	宮城県仙台市若林区文化町16番1-2号
亡菊池留吉相続人田畑吉勝	秋田県大館市二井田字贅ノ里77番地
亡菊池留吉相続人田畑吉光	東京都練馬区旭町二丁目39番2-406号
亡菊池留吉相続人田畑幸吉	東京都板橋区赤塚四丁目1番9号
亡菊池留吉相続人田畑キヌ	埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目181番地9
亡菊池留吉相続人大菅眞	釜石市大渡町三丁目5番4号
亡菊池留吉相続人小菅江美子	花巻市東和町上浮田6区10番地
亡菊池留吉相続人伊山清宏	北上市口内町新町172番地3
亡菊池留吉相続人田畑健一	埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目181番地9
亡菊池留吉相続人圓城寺留美子	茨城県かすみがうら市穴倉4279番地35
亡菊池留吉相続人井坂優子	茨城県かすみがうら市下志筑1017番地2
亡菊池留吉相続人石塚悟	茨城県土浦市大畑195番地25
登記記録の表題部所有者 ほか7名又はその相続人	不明

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年12月20日

備考 「別図」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。